

審 査 基 準

令和8年4月1日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第7条の3第3項において準用する第7条第5項
処 分 の 概 要：法人の分割による許可証の書換え
原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会）
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>規則第1条（書換え申請書の提出）、第85条において準用する第17条（許可証の書換えの手続）</p> <p>法第46条（方面公安委員会への権限の委任）</p> <p>令第31条（方面公安委員会への権限の委任）</p>
<p>審 査 基 準：</p> <p>法令の定め尽くされている。</p>
<p>標 準 処 理 期 間：</p> <p>14日</p>
<p>申 請 先：</p> <p>申請書は、あなたの営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全第二課又は生活安全課（係）の窓口へ提出してください。</p>
<p>問 合 せ 先：</p> <p>北海道警察本部生活安全部保安課風俗係 (電話011-251-0110)</p> <p>各方面本部の生活安全課生活経済・保安・サイバー係</p> <p>(管轄が函館方面の場合 (電話0138-31-0110))</p> <p>(管轄が旭川方面の場合 (電話0166-35-0110))</p> <p>(管轄が釧路方面の場合 (電話0154-25-0110))</p> <p>(管轄が北見方面の場合 (電話0157-24-0110))</p>
備 考：

## 凡例

「風営適正化法」、「法」

：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

「風営適正化法施行令」、「令」

：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）

「風営適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令」、「添付書類府令」

：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和60年総理府令第1号）

「風営適正化法施行規則」、「規則」

：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）

「条例」

：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和30年北海道条例第77号）

「条例規則」

：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則（昭和60年北海道公安委員会規則第1号）